

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項、第五条第一項（同条第五項（同法第二十七條において準用する場合を含む。）及び同法第二十七條において準用する場合を含む。）及び第十三條第二項第一号イ（同法第二十七條において準用する場合を含む。）並びに同法第二十七條において準用する同法第二十四條第一項及び第三項の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	(有価証券に表示されるべき権利を当該有価証券とみなすもの) 第四条の三 法第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第二十号に掲げる有価証券とする。	改正前	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第2号様式	第2号様式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 財務(支)局長 【提出日】 年 月 日 【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(4) 【届出の対象とした募集(売出) 金額】(5) 【安定譲付に関する事項】(6) 【総覧に供する場所】(7) 名称 所在地	【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 財務(支)局長 【提出日】 年 月 日 【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(4) 【届出の対象とした募集(売出) 金額】(5) 【安定譲付に関する事項】(6) 【総覧に供する場所】(7) 名称 所在地
【第一部～第四部 略】 (記載上の注意) 【1】～(23-10) 略 例) その他の記載事項 a [略] b 当該届出に係る有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。)が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。例) c)において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。)である場合(cに掲げる場合を除く。例) c)においては「電子記録移転有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [略] 例) 事業等のリスク 【a・b 略】 c 提出者が発行者である有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。)が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意例 c)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 【例～例 略】	【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意) 【1】～(23-10) 同左】 例) その他の記載事項 a [同左] b 当該届出に係る有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。例) c)において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。)である場合(cに掲げる場合を除く。例) c)においては「電子記録移転有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [同左] 例) 事業等のリスク 【a・b 同左】 c 提出者が発行者である有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意例 c)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 【例～例 同左】

第二号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 (4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5)	
【安定操作に関する事項】 (6)	
【縦覧に供する場所】 (7)	名称 (所在地)
【第一部～第六部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～g 略】	
h 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意例b及びc並びに例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
i [略]	
【2～g 略】	

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	

第二号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 (4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5)	
【安定操作に関する事項】 (6)	
【縦覧に供する場所】 (7)	名称 (所在地)
【第一部～第六部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～g 同左】	
h 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意例b及びc並びに例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
i [同左]	
【2～g 同左】	

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第 二 号 様 式	第 二 号 様 式
【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【代表理人の氏名又は名称】(3) 【住所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(4) 【住所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(5) 【第一部～第三部 略】 (記載上の注意) 【(1)～(11) 略】 (12) その他 a [略] b 当該届出に係る外国債等（当該外国債等が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。 ㉔ c 及び ㉕ において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第六号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(18)及び(19)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [略] 【(13)～(18) 略】 ㉔ 募集（売出）債券の状況 [a・b 略] c 届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む、届出書提出日前において全額償還済となったものを除く。）及び当該届出に係る債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意 ㉔ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。 【㉔～(18) 略】	第 二 号 様 式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【代表理人の氏名又は名称】(3) 【住所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(4) 【住所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(5) 【第一部～第三部 同左】 (記載上の注意) 【(1)～(11) 同左】 (12) その他 a [同左] b 当該届出に係る外国債等（当該外国債等が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいう。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。 ㉔ c 及び ㉕ において「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第六号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(18)及び(19)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [同左] 【(13)～(18) 同左】 ㉔ 募集（売出）債券の状況 [a・b 同左] c 届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいう、届出書提出日前において全額償還済となったものを除く。）及び当該届出に係る債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をいう。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意 ㉔ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。 【㉔～(18) 同左】

第三号様式

【表紙】

第三号様式

【表紙】

【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出日】 【会計年度（又は事業年度）】 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【事務連絡者氏名】(3) 【住所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(4) 【第1～第3 略】 (記載上の注意) 【1】～(4) 略 (5) 募集（売出） 債券の状況 【a・b 略】 c 募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利を含む、当会計年度（又は事業年度）前に全額償還済となったものを除く。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもののに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意 ㉔ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。 d 略 【(6)～㉔ 略】	有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 関東財務局長 年 月 日 至 年 月 日 _____ _____ _____ _____ _____ 名称 所在地	【提出書類】 【根拠条文】 【提出先】 【提出日】 【会計年度（又は事業年度）】 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【事務連絡者氏名】(3) 【住所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(4) 【第1～第3 同左】 (記載上の注意) 【1】～(4) 同左 (5) 募集（売出） 債券の状況 【a・b 同左】 c 募集又は売出しの届出をした債券（当該債券が外国債等預託証券である場合には当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等をい、当会計年度（又は事業年度）前に全額償還済となったものを除く。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもののに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意 ㉔ cにより記載することとされている事項に準ずる事項を欄外に記載すること。 d 同左 【(6)～㉔ 同左】	有価証券報告書 金融商品取引法第24条第1項 関東財務局長 年 月 日 至 年 月 日 _____ _____ _____ _____ _____ 名称 所在地
--	---	---	---

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第 四 号 様 式	第 四 号 様 式
【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】(3) 【縦覧に供する場所】 名称 所在地 【第一部～第三部 略】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 【a～e 略】 f 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)c及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 【2～(8) 略】 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(3) 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】(4)	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】(3) 【縦覧に供する場所】 名称 所在地 【第一部～第三部 同左】 (記載上の注意) (1) 一般的事項 【a～e 同左】 f 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい）、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)c及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 【2～(8) 同左】 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日 【提出先】 【提出日】 【発行者名】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(3) 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】(4)

【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】 (5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____
【第一部～第三部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～h 略】	
i 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。) が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(9) 略】	

第四号の三様式

【表紙】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出書類】	年 月 日
【提出先】	
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】 (2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態及び金額】 (3)	
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____
【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～f 略】	
g 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券	

【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券に係るフアэндの名称】	_____
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資信託受益証券の金額】 (5)	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____
【第一部～第三部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～h 同左】	
i 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい)、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。) が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(9) 同左】	

第四号の三様式

【表紙】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出書類】	年 月 日
【提出先】	
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】 (2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態及び金額】 (3)	
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地) _____
【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～f 同左】	
g 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券	

に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。) 方法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

〔2〕～(前) 略〕

第四号の四様式

【表紙】	有価証券届出書
【提出書類】	関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】 (2)	
【本店の所在の場所】	
【代表理人の氏名又は名称】 (3)	
【代表理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】 (4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 (5)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

【第一部～第四部 略】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a～i 略〕

j 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。) 方法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

〔2〕～(前) 略〕

第五号の二様式

に表示される権利に係る有価証券をい)、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。) 方法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

〔2〕～(前) 同左〕

第四号の四様式

【表紙】	有価証券届出書
【提出書類】	関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】 (2)	
【本店の所在の場所】	
【代表理人の氏名又は名称】 (3)	
【代表理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】 (4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 (5)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

【第一部～第四部 同左】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a～i 同左〕

j 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい)、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。) 方法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるもの)に限る。) に表示されるものに限る。) である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(20)及び(21)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

〔2〕～(前) 同左〕

第五号の二様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の金額】(3)	
【総覧に供する場所】	名称 (所在地)
【第一部～第三部 略】	
(記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～d 略】	
e 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。)が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示されるものに限る。)である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(21)及び(22)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(4) 略】	

第五号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者 (受託者) 名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者 (原委託者) 氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国資産流動化証券の金額】(3)	
【総覧に供する場所】	名称 (所在地)
【第一部～第三部 同左】	
(記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～d 同左】	
e 当該届出に係る特定有価証券 (当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示されるものに限る。)である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(20)c、(21)及び(22)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【(2)～(4) 同左】	

第五号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書 関東財務局長
【提出先】	年 月 日
【提出日】	
【発行者 (受託者) 名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者 (原委託者) 氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	

【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～c 略】	
d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【2)～(9) 略】	

第六号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	_____
【代表者の役職氏名】 (2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第三部 略】	

【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 内国資産信託流動化受益証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)	
(1) 一般的事項	
【a～c 同左】	
d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい）、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。））に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(7)c、(8)c、(9)及び(10)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。	
【2)～(9) 同左】	

第六号様式	
【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】	_____
【代表者の役職氏名】 (2)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【発行者（委託者）氏名又は名称】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【住所又は本店の所在の場所】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【電話番号】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の名称】	_____
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の金額】 (3)	_____
【総覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)
【第一部～第三部 同左】	

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 略]

d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

[2]～(4) 略]

第六号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)

【総覧に供する場所】

名称

(所在地)

【第一部～第三部 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 略]

d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

[2]～(4) 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 同左]

d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

[2]～(4) 同左]

第六号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)

【総覧に供する場所】

名称

(所在地)

【第一部～第三部 同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～c 同左]

d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)c、(17)c、(18)c、(19)及び(20)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

[2]～(4) 同左]

第二十五号様式 1 基本情報 (1)フレンドの名称 (2)委託会社等の情報(2) (3)フレンドの目的・特色(3) (4)投資リスク(4) (5)運用実績(5) (6)手続・手数料等(6) 2 追加的情報(7) (記載上の注意) [1]～(3) 略] (4) 投資リスク [a～c 略] d この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(Ⅷc)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 [5]～(7) 略]	第二十五号様式 1 基本情報 (1)フレンドの名称 (2)委託会社等の情報(2) (3)フレンドの目的・特色(3) (4)投資リスク(4) (5)運用実績(5) (6)手続・手数料等(6) 2 追加的情報(7) (記載上の注意) [1]～(3) 同左] (4) 投資リスク [a～c 同左] d この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(Ⅷc)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 [5]～(7) 同左]
第二十五号の二様式 1 基本情報 (1)フレンドの名称 (2)管理会社等の情報(2) (3)フレンドの目的・特色(3) (4)投資リスク(4) (5)運用実績(5) (6)手続・手数料等(6) 2 追加的情報(7) (記載上の注意) [1]～(3) 略] (4) 投資リスク [a～c 略] d この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含む、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(Ⅷc)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 [5]～(7) 略]	第二十五号の二様式 1 基本情報 (1)フレンドの名称 (2)管理会社等の情報(2) (3)フレンドの目的・特色(3) (4)投資リスク(4) (5)運用実績(5) (6)手続・手数料等(6) 2 追加的情報(7) (記載上の注意) [1]～(3) 同左] (4) 投資リスク [a～c 同左] d この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(Ⅷc)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 [5]～(7) 同左]

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、令和八年十月五日から施行する。

（預託証券に表示されるべき権利に関する経過措置）

- 2 この府令の施行の日前に開始した金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券に表示されるべき権利の取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。